

令和7・8年度 入札参加資格名簿 特別点数 加点項目 一覧表

※工事成績評定が平均80点で、各項目最大まで加点を得た場合の特別点数

分類	No	項目	概要	加点の考え方	加点対象項目				配点	土木一式		建築一式		法面処理		アスファルト舗装	
					土木一式	建築一式	法面処理	アスファルト舗装		配点	配分	配点	配分	配点	配分	配点	配分
技術力	1	工事成績評点	県発注工事の評定点 土木一式、法面処理、アスファルト舗装：3年間平均(R3~R5年度) 建築一式：5年間平均(H31~R5年度)	平均点を計算式にて点数を決定	○	○	○	○	△30~350 (80点の場合平均150点)								
	2	継続学習CPD	土木施工:CPDS取得単位100ユニット/申請日前の5年間(R1.12.1~R6.10.31) 建築士:CPD50単位 / 過去5年間(H31~R5年度) 建築施工管理:CPD20単位 / 過去5年間(H31~R5年度)	所定のユニット数により加点	○	○	○	○	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	3	しまねハツ建設ブランド登録状況		登録の有無により加点	○	○	○	○	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	4	技術者(技能者)の 在籍状況	法面施工管理技術者	在籍人数により加点 ただし、10人が上限 (1点/1名)	○	○	○	○	10	165点 47%	160点 44%	285点 62%	255点 60%				
			グラウンドアンカー施工士		○	○	○	○	10								
			地すべり防止工事士		○	○	○	○	10								
			のり面ノズルマン		○	○	○	○	10								
			舗装施工管理技術者保有人数(1級・2級)		○	○	○	○	10								
			大型特殊免許所有者		○	○	○	○	10								
	5	機械の保有状況	種子吹付け機械	機械の保有台数により加点 ただし、5台が上限 (4点/1台)	○	○	○	○	20	165点 38%	135点 38%	135点 30%	135点 32%				
モルタル吹付機械			○		○	○	○	20									
鉄筋挿入施工機械(剛孔機械)			○		○	○	○	20									
グラウンドアンカー施工機械(ロータリーパーカッション)			○		○	○	○	20									
アスファルトフィニッシャー			○		○	○	○	20									
モーターグレーダー			○		○	○	○	20									
社会性	6	障がい者雇用	各項目の条件に合致した場合に加点減点	雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用していない	○	○	○	○	△10	135点 38%	135点 38%	135点 30%	135点 32%				
				雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用している	○	○	○	○	0								
				雇用義務者が法定雇用障がい者数の2倍以上雇用している	○	○	○	○	15								
				雇用義務のない者が障がい者を1名雇用している	○	○	○	○	7								
				雇用義務のない者が障がい者を2名以上雇用している	○	○	○	○	15								
				複数の障がい者就労支援事業所等からの購入金額が120万円/年以上の者	○	○	○	○	10								
	7	子育て・女性支援 (見まもり運動)	子ども・女性見守り運動の実施協力を登録した事業所のうち、運動を実施し、運動内容を担当課への報告している者 (申請日前の3年間:R3.12.1~R6.10.31)	条件に合致した場合に加点	○	○	○	○	2	135点 38%	135点 38%	135点 30%	135点 32%				
					○	○	○	○	5								
					○	○	○	○	10								
					○	○	○	○	10								
8	労働安全対策 (災害防止協会加盟)	建災防に加入し、協会の現場安全/ハットロール参加実績証明 (申請日前の3年間:R3.12.1~R6.10.31)	実績が確認できれば加点	○	○	○	○	5	135点 38%	135点 38%	135点 30%	135点 32%					
		安全衛生教育研修(8項目)の受講実績(申請日前の3年間:R3.12.1~R6.10.31)	受講実績により加点ただし、5講座が上限 1講座1名受講につき2点	○	○	○	○	10									
9	建設業労働者の福利向上	(建退共加入、退職金制度導入、企業年金加入、法定外労災加入)の4項目をすべて実施	4項目すべての加入状況が確認できれば加点	○	○	○	○	5	135点 38%	135点 38%	135点 30%	135点 32%					
10	次世代育成支援 次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画の策定、こころカンパニー認定	策定義務のない者が行動計画を策定+こころカンパニー認定 プレミアムこころカンパニー知事表彰を受賞した企業及び又は殿堂入りした企業 (過去3年間:R3~R5年度)	4最大 6	4最大 6	4最大 6	4最大 6											
11	女性の活躍促進 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、しまね女性の活躍応援企業登録	しまね女性の活躍応援企業登録		○	○	○	○	4	135点 38%	135点 38%	135点 30%	135点 32%					
12	雇用の確保(若年者雇用及び継続雇用)	申請日前の3年間(R3.12.1~R6.10.31)に雇用時の年齢が29才以下のものを雇用し、かつ、常勤として継続雇用	常勤として認められた場合加点 ただし、5名が上限(6点/1名)	○	○	○	○	30					135点 38%	135点 38%	135点 30%	135点 32%	
13		建設産業の中長期的担い手確保に資する活動	令和4~6年度名簿に新規雇用者として加点を行った者の継続雇用 平成31・32(R3)年度名簿に新規雇用者として加点され、令和4~6年度名簿に継続雇用した者について、新たな資格を取得	継続雇用が確認できた場合に加点 ただし、5名が上限(5点/1名) 資格取得が確認できた場合に加点 ただし、5名が上限(5点/1名)	○	○	○	○	25								
14	除雪業務	過去3年間(R4~R6年度)の契約実績	契約実績にて加点	○	○	○	○	20	135点 38%	135点 38%	135点 30%	135点 32%					
15	防災協定(県防災、家畜伝染病協定)	県と防災協定締結している団体に加盟	加盟が認められる場合に加点 20点	○	○	○	○	20									
		県と家畜伝染病発生時の対応策協定の締結した団体に加盟	加盟が認められる場合に加点 10点	○	○	○	○	10									
		上記団体に未加入者が県の要請より災害時の緊急対応を実施	実施状況が認められる場合に加点 10点	○	○	○	○	10									
		各市町村が認定する消防団協力事業所	条件に合致した場合に加点 5点	○	○	○	○	5									
		「島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者」に登録	登録が確認できた場合に加点 10点	○	○	○	○	10									
16	ボランティア活動(ハートフルしまね)	過去3年間(R3~R5年度)に2回(ただし道路美化活動は4回)以上	活動実績で加点	○	○	○	○	5									
17	行政処分	直近3年間(R3.12.1~R6.10.31)において許可取り消し・営業停止・指示処分がある場合	直近3年間 処分を受けたものを減点	○	○	○	○	△30~△10	135点 38%	135点 38%	135点 30%	135点 32%					
18	指名停止措置	直近3年間(R3.12.1~R6.10.31)において指名停止措置を受けた期間	直近3年間 指名停止措置を受けたものを減点	○	○	○	○	△10									
									合計	355点	合計	360点	合計	455点	合計	425点	

認定業者数  
平均点